

令和2年度 第2回堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ご意見及び市の見解等について

- 開 催 日 令和2年10月9日（金）
- 回 答 期 日 令和2年10月23日（金）
- 案 件 ● 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3（2021）～5（2023）年度）（素案）
について
● 第8期介護保険事業計画（令和3（2021）～5（2023）年度）における介護保険料等について

委員名	いただいたご意見	市の見解等	対応課
● 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3（2021）～5（2023）年度）（素案）について			
1 大谷委員	<p>1 次期介護保険計画において、介護保険事業所同士が保険者と協力し、災害に対することについて重点施策にすべきと考えます。</p> <p>災害に関することの重要性を鑑み、（あえて感染症をはずしてみました）「5 高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備」の「(3) 災害」をはずして、感染症対応に係る体制整備と支援のみとし、重点施策の「7」を新設し、 「7 災害対策施策の推進」 「施策展開（ ）災害対策における連携体制の整備」とする。</p> <p>P86 (3)災害や感染症対応に係る体制整備と支援 【災害時避難支援】 の部分において、例えば、「介護保険事業所等や自治体を巻き込んだ避難訓練・地域防災計画等の介護保険事業所等への周知機会」など いれ込めるのではないかと考えます。</p>	<p>災害対応と感染症対応は、両方とも、市民の安全・安心な生活に不可欠なものであるため、切り離すことなく「重点施策5 高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備」の施策の中に位置づけたいと考えています。</p> <p>ただし、その重要性を考慮し、P34の「3 施策体系」に、重点的施策を推進する中で、各施策に災害・感染症対策を取り入れる旨を追記させていただきます。</p> <p>また、P84に、介護保険事業所等が主体的に実施する避難訓練の情報共有や、介護保険事業所等への地域防災計画等の周知に取り組む旨も追記します。</p>	長寿支援課
	<p>2 「重点施策5 高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備」の項目において、厚生労働省からも、2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するとされていますので、 「重点施策5 高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備」の施策展開において、 「(7)各圏域での地域ケア会議の開催を推進する。」という項目をいれ込んではいかがでしょうか？</p>	<p>地域ケア会議について、地域包括支援センターの包括的支援事業に位置づけられているため、本市では地域課題解決型と自立支援型の地域ケア会議に取り組んでいるところです。</p> <p>「重点施策5 高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備」において、生活支援コーディネーターが実施している協議体（生活支援体制整備事業）と連携し取組を進めていきます。</p>	地域包括ケア推進課
2 西尾委員	<p>P36～</p> <p>自立支援や介護予防への取組が他の施策に比べ弱いように感じます。</p> <p>自立支援や介護予防は市民一人一人が判断し、望まなければ提供しにくいサービスであることが多く、参加促進が難しいと思われます。ただし、この取組こそが、基本理念の根幹をなしていくと思っています。機能訓練だけでなく、社会参加を促すための生涯学習など地域に多く存在する元気高齢者の意識改革を伴った、安心安全な生活の支援を盛り上げていただければと思います。そのためには、これまでのサービス提供に加え、高齢化を迎えた地域で起こっている地域の情勢に沿うようなサービスの創設や提供をお願い出来ればと思います。</p>	<p>本市では、日常生活圏域コーディネーターを全圏域に配置し、通いの場と地域課題の解決に向けた地域資源の創出や人材の活用を進めています。</p> <p>また、令和元年度から実施している元気高齢者を対象とする「介護予防あ・し・たプロジェクト」では、多様な関心に対応したプログラムにより、無関心層の参加と地域で活躍する人材の育成を目的としています。</p> <p>第8期計画期間中には事業検証にもしっかり取組み、その検証を活かして既存の取組の推進のほか、日常生活の中で地域の高齢者の社会参加を促進し、自立支援につなげる取組を推進していきます。</p>	地域包括ケア推進課
3 吉川委員	<p>【日常生活支援総合事業について】</p> <p>既存の介護保険事業における事業内容と、一部本市の日常生活支援事業が重なっているところがある。これが、利用者や事業者にとって使いにくい要因になっているのではないかと考える。従って、市民への利用促進は、既存に事業内容と重ならない部分の利用促進を当面は行ってはどうかと考える。</p>	<p>要支援者対象の短期間の機能訓練サービスについて、サービス内容及び利用者像を周知し、利用につなげてまいります。</p> <p>また、要支援者の生活課題や個々の状態像に沿ったサービスのあり方について、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間中に、部内各課と連携し、国の動向、他市の実践なども考慮に入れ、検討していきます。</p>	地域包括ケア推進課
	<p>【介護医療院の新設について】</p> <p>超高齢社会を迎える本市にあっても、介護だけではなく、必要に応じた医療ケアを受けられ、かつ病院より広い空間を持ち生活の場所として機能する介護医療院の新設が必要ではないかと考える。さらに、看取りやターミナルケアにも対応できるため、万一の重症化に際しても、そのまま同じ施設で最期まで必要な介護・医療ケアを受けることが可能な点も時代の要請にこたえることができると考える。</p>	<p>本市としても介護医療院は今後の超高齢社会を支える重要なサービスのひとつとして認識しておりますが、現在本市の介護医療院においては待機者もなく、また、特別養護老人ホームの待機者状況等を考えると、介護医療院については医療療養型からの転換を主とし、まずは特別養護老人ホーム等の整備を優先していきたいと考えます。</p>	介護事業者課

● 第8期介護保険事業計画（令和3（2021）～5（2023）年度）における介護保険料等について				
1	西尾委員	<p>P2～</p> <p>基準緩和型サービスについては意見が分かれるところではあります。論点の一番目に挙げるのが、「従来型と何が違うのか?」、二番目は「サービスの質の担保」になると思います。そもそも事業に着手もせず、十分な理解も無い中で、机上の議論だけで結論を出すのは無理があります。事業を提供している事業所の意見をもう少し反映してもらえればと思います。</p> <p>事業提供をしている者の意見として、第1に「仕組みが複雑すぎる」につきまします。利用者はもとより、ケアマネでさえ十分な説明が出来ないほど複雑な仕組みになっています。説明が出来ないサービスを紹介するケアマネージャーさんは少ないと思いますし、利用者に対して斡旋もしにくい状況があります。</p> <p>第2に「他サービスとの併用が難しい」ことです。これは国も緩和に向けた動きになりつつありますが、従来型のサービスとの併用が出来ないなど、利用者の実情に応じた柔軟なサービス提供にはなっていない状況があります。但し、事業提供している事業所数やサービス提供数が少ないため、これらの制度上の不具合も見つかりにくい状況にあります。今は変化させずに、もうしばらく状況を見守ってもらえた方が良いのではないのでしょうか?</p>	<p>生活課題や個々の状態像に応じた適切なサービスが選択できる仕組みとなるよう、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間中に、部内各課と連携し、国の動向、他市の実践なども考慮に入れ、総合事業の実施方法等の見直しを検討していきます。</p> <p>また、ケアマネジャーや利用者の方へ、利用の流れを分かりやすく説明し、実践例を周知する機会を設け、総合事業の普及を図っていきます。</p>	地域包括ケア推進課
		<p>介護計画全般に渡って</p> <p>サービスの整備については、堺市の高齢化率や認定率を元に策定していくことになると思いますが、介護保険の示す自立支援への取組や、利用者のニーズを広く反映したものではないと思います。各介護サービスの役割と、堺市におけるニーズとの整合性、堺市の求める自立した生活像と市民への啓蒙活動、2040年になっても持続可能な制度運営とサービス供給量のバランス、これらを総合的に検討して計画に反映する必要があると思います。</p>	<p>2040年には、85歳以上人口及び要介護3～5の認定者数が増加し、介護サービスのニーズはさらに増大していくと考えています。</p> <p>この状況の中で持続可能な制度としていくために、重点施策として「自立支援・介護予防・健康増進の取組の推進」や「介護サービス等の充実・強化」を掲げています。</p>	介護保険課
		<p>資料2-2 P1～</p> <p>アンケート結果の3について、「利用希望者が増えている」と答えた施設数が「増えている」という説明でしたが、これはあくまでも「感覚的回答」であり、実際の増減は申込者数の年度変化で実数として把握されているはずですが、そちらを根拠とされた方が良いでしょうと思います。</p> <p>ここ最近の傾向は、特養入所が介護度3以上という基準が浸透し、入所希望する方の介護度が重度化で自然増加しています。また、サ高住や有料などの施設ではサービスに不満がある、重度化した、費用負担が重い等の理由で特養への転所希望が増えています。しばらくは特養への移住希望が高くなると思われるかもしれません。さらに、コロナ禍の影響で、感染を避けるために在宅サービスを控え、施設入所を目指す家族さんも増えてくると思います。</p> <p>このように、数的な「大きい・小さい」だけを見るのではなく、もう少し質を考慮した分析を期待します。</p>	<p>利用申込者の推移については、このアンケートとは別に毎年度4月1日現在の状況を調査しており、整備計画の策定に際しては当該調査も踏まえて検討しております。</p> <p>特養の入所基準が要介護3以上となったことにより、利用申込者の延べ人数はいったん減少しましたが、早期に入所が必要な方はあまり減っていない状況にあります。</p> <p>今後とも、介護保険外サービスも含めた利用実態等を踏まえ、できる限り多角的な分析を行ってまいります。</p>	介護事業者課